



Title	戦時経済統制の展開と農業機械工業
Author(s)	岡部, 桂史
Citation	大阪大学経済学. 2014, 64(2), p. 70-86
Version Type	VoR
URL	https://doi.org/10.18910/57132
rights	
Note	

The University of Osaka Institutional Knowledge Archive : OUKA

<https://ir.library.osaka-u.ac.jp/>

The University of Osaka

戦時経済統制の展開と農業機械工業

岡部 桂史[†]

要 約

戦時期の農業機械工業は、食糧増産や農業労働力の不足を支えるため、他の民需用の機械工業と異なり、企業整備（転廃業）や資材供給で一定程度の優遇措置が行われるなど、経済統制下において、独特の展開過程を示した。本論文では、生産・流通の両者が中小零細業者によって担われてきた農業機械工業に関する戦時経済統制がどのように形成・展開したのかを具体的に明らかにすることで、従来の商工省中心の戦時経済研究の相対化を試みた。本論文によって明らかになったのは、大きく次の3点である。第1は、農林省が商工省と折衝・協議しつつ、民需部門の農業機械工業の生産を継続させた点である。第2は、経済統制下で進展した流通・販売統制の結果、産業組合の存在感が大きくなり、戦後の農業協同組合隆盛の素地が作られた点であり、第3は、戦時期の企業整備により、農具・農機具の時代から根強く維持されてきた農業機械の「地域性」が弱まった点である。

JEL分類：N45, N55, N65, N95

キーワード：戦時期, 経済統制, 農業機械, 商工省, 農林省

はじめに

本論文の課題は、日本の農業機械工業¹における戦時経済統制の有した意義を検討することである²。軍需（兵器）に直接関連しない農業機械工業は、戦時期の重要課題である食糧増産に関係していたため、機械工業を主管した商工省よりも農林省の影響を強く受けた。さらに生産・流通・販売の各段階で中小零細業者の役割

が大きく、地域性の強い農業機械工業では、経済統制の実施にあたって、他の機械工業では見られない様々な問題が生じた。従来の戦時期中小機械工業に関する研究では、戦時期に進展した下請＝協力工場化に焦点が当てられ、商工省の様々な統制政策に関する精緻な実証分析が行われてきた³。本論文では、中小零細業者によって担われてきた農業機械工業に関する戦時経済統制がどのように形成・展開したのかを具体的に明らかにする⁴。農業機械工業の検討により、

[†] 南山大学経営学部准教授

¹ 「農業機械」の定義は原動機によって駆動される農業用の機械である。

² 戦時期における機械工業に関する研究としては、沢井実『日本鉄道車輛工業史』日本経済評論社、1998年；呂寅満『日本自動車工業史』東京大学出版会、2011年；沢井実『マザーマシンの夢』名古屋大学出版会、2013年など参照。

³ 植田浩史『戦時期日本の下請工業－中小企業と「下請＝協力工業政策」－』ミネルヴァ書房、2004年など参照。

⁴ 戦時期の農業機械工業に関する経済統制については、民需部門であり、さらに業界規模の零細性から、統制の主体である商工省・農林省側からの資料は少

従来の戦時期研究、とりわけ機械工業史研究で進展してきた商工省中心の経済統制研究＝商工省史観の再考を試みたい。

1. 戦時期の農業機械工業

図1は1930年～1945年の主要農業機械の普及台数を示している。なお、図1では、耕耘機の普及台数が他と比較して著しく低いため、第2軸（右軸）を利用した。戦時期をみれば、1937年～1942年まで農業機械の普及台数は、着実に増加し、戦間期以前の増加率を大きく上回る急伸であった⁵。石油発動機は1937年の12万5583台から1942年の31万6544台、動力脱穀機は1937年の12万8620台から1942年の35万7129台、動力耨摺機は1937年の11万7738千台から1942年の20万4548台、動力耕耘機は1937年の537台から1942年の7346台にそれぞれ急増した。

しかし1942年以降では、全ての機種が横ばい、あるいは下落しており、戦局が逼迫する状況下で農業機械生産は低迷し、新規需要・更新需要にできていなかったことがわかる。戦時期においては、一般に他の産業も含めて労働力問題が生じていたが、農業における労働力不足も戦時体制の進展とともに深刻化した⁶。普及台数からみればわずかであったが、最も労働力が必要とされる耕耘作業の機械化が1937年以降に進んだ点は、戦時期の農業機械化の大きな特徴であった。

なく、本論文では、『日刊工業新聞』をはじめとする業界紙・業界雑誌から、統制の展開過程を再構築する。なお、主な資料の『日刊工業新聞』は、神戸市立中央図書館所蔵の「大阪版」である。

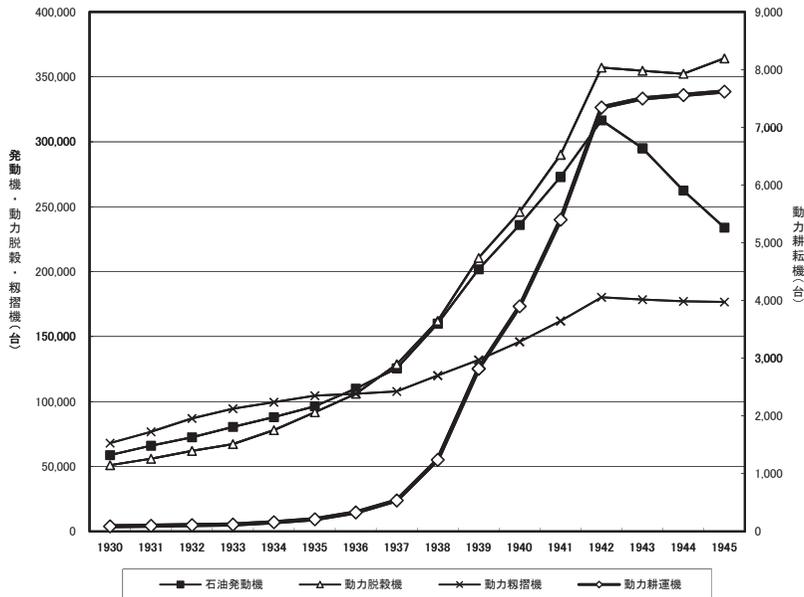
⁵ 戦間期の農業機械工業の全体像については、岡部桂史「戦前期日本農業機械工業の市場構造」『名城論叢』第9巻第2号（2008年9月）参照。

⁶ 農林省農政局「戦時下農業労働力の現状並に農業上の諸変化に関する調査」1942年：山下肅郎『戦時下に於ける農業労働力対策』第1分冊・第2分冊、農業技術協会、1948年；西岡太郎『熊本県の農工商全計画』熊本県商工経済会、1944年。

表1は、1936年～1942年の従業者規模別の工場数・従業者数・生産額の推移を示している。工場数、従業者数、生産額の全てが戦時期に増加し、工場数は1937年の473工場から1942年の732工場、従業者数は1937年の6553人から1942年の1万5302人、生産額は1937年の1876万円から1942年の6065万円に伸びている。規模別の工場数では、29人以下工場の割合が89%から1942年の87%に若干減少したが、依然として小規模零細工場の割合が一貫して高く、生産構造の零細性が著しく強かった。一方、30人以上の工場数は、増加を続け、規模を拡大していく工場も存在した。規模別生産額では、29人以下工場の割合が50%前後、30～99人工場が40%前後で推移したが、100人以上の工場の割合は、1936年の26.0%から1942年の15.9%に低下している。この大中規模工場の生産額の低下は、軍需生産への民軍転換が一つの要因であろう。全体的に戦時期に農業機械工業は、拡大していったが、その産業構造は、戦間期以前と同様に「零細性」によって特徴づけられる。

表2は、1936年～1945年の各種農業機械の生産台数を示し、上段が実台数、下段が1940年の生産台数を100とする指数を表している。戦間期の主要機種であった脱穀機、耨摺機は1940年まで一貫して生産台数は減少傾向にあり、脱穀機は1937年の27万台から1940年の18万7200台、耨摺機は1937年の3万1000台から1940年の1万6300台に大きく低落した。戦時労働力対策に関係する動力耕耘機は、1940年まで増産体制が維持され、生産台数は1937年の1330台から1940年の2581台に増加した。同様に耕耘作業の省力化をもたらす犁の生産は1941年の37万2000台をピークとしつつも1942年まで維持された。農薬散布の労働力不足に対応するために戦時期に推奨された噴霧機の生産も、1941年まで増加傾向にあり、生産台数は1937年の12万5000台から1941年の

図1 1930～1945年の農業機械普及台数



[出所] 大川一司他編『長期経済統計3 資本ストック』東洋経済新報社, 1966年, 172-173頁。
 加用信文『日本農業基礎統計』農林水産業生産性向上会議, 180-181頁。
 農林省農務局『農用器具機械並作業場普及状況調査』各年版。

表1 従業者規模別の農業機械工場数・従業者数・生産額の推移 (1936～1942年)

(単位: 人・千円・%)

工場数		1936年		1937年		1938年		1939年		1940年		1941年		1942年	
5-9人	239	65.1	324	68.5	328	65.5	365	59.8	388	56.9	402	52.4	397	54.2	
10-14人	44	12.0	51	10.8	55	11.0	89	14.6	112	16.4	136	17.7	117	16.0	
15-29人	43	11.7	55	11.6	64	12.8	82	13.4	105	15.4	131	17.1	119	16.3	
30-49人	20	5.4	18	3.8	25	5.0	36	5.9	35	5.1	49	6.4	49	6.7	
50-99人	13	3.5	18	3.8	22	4.4	23	3.8	28	4.1	28	3.7	34	4.6	
100-199人	7	1.9	6	1.3	6	1.2	15	2.5	13	1.9	17	2.2	14	1.9	
200-499人	1	0.3	1	0.2	1	0.2	-	-	1	0.1	4	0.5	2	0.3	
合計	367	100.0	473	100.0	501	100.0	610	100.0	682	100.0	767	100.0	732	100.0	
従業者数		1,133	19.4	1,500	22.9	1,556	20.1	2,475	21.9	2,786	21.5	2,854	17.8	2,854	18.7
5-9人	585	10.0	640	9.8	684	8.8	1,177	10.4	1,477	11.4	1,875	11.7	1,630	10.7	
10-14人	993	17.0	1,237	18.9	1,498	19.3	1,879	16.7	2,402	18.5	3,078	19.2	2,757	18.0	
15-29人	871	14.9	750	11.4	1,130	14.6	1,573	13.9	1,586	12.2	2,270	14.2	2,172	14.2	
30-49人	999	17.1	1,398	21.3	1,781	23.0	1,754	15.6	2,408	18.6	2,326	14.5	2,843	18.6	
50-99人	976	16.7	805	12.3	876	11.3	2,420	21.5	1,990	15.4	2,832	17.7	2,178	14.2	
100-199人	292	5.0	223	3.4	218	2.8	-	-	302	2.3	802	5.0	868	5.7	
合計	5,849	100.0	6,553	100.0	7,743	100.0	11,278	100.0	12,951	100.0	16,037	100.0	15,302	100.0	
生産額		1,522	11.9	2,857	15.2	3,708	15.6	6,373	17.8	8,599	17.3	8,820	15.3	8,671	14.3
5-9人	1,113	8.7	1,348	7.2	1,661	7.0	2,740	7.6	4,366	8.8	5,414	9.4	7,285	12.0	
10-14人	1,758	13.7	3,932	21.0	4,901	20.6	5,931	16.5	10,021	20.1	10,342	18.0	9,894	16.3	
15-29人	2,096	16.4	2,468	13.2	3,001	12.6	6,610	18.4	6,051	12.2	8,879	15.4	10,375	17.1	
30-49人	2,971	23.2	4,859	25.9	5,995	25.2	6,536	18.2	10,946	22.0	10,926	19.0	14,810	24.4	
50-99人	2,720	21.3	2,685	14.3	3,810	16.0	6,713	18.7	8,599	17.3	9,270	16.1	6,950	11.5	
100-199人	607	4.7	607	3.2	673	2.8	949	2.6	1,190	2.4	3,824	6.7	2,666	4.4	
合計	12,786	100.0	18,755	100.0	23,749	100.0	35,852	100.0	49,772	100.0	57,477	100.0	60,651	100.0	

[出所] 商工省編『工場統計表』・『工業統計表』各年版。

表2 戦時期の農業機械生産台数（1936～1937年）

								(単位：台)
年次	石油発動機	脱穀機	動力糶機	動力耕耘機	噴霧機	精米機	犁	
1936	-	296,000	23,000	1,330	110,000	-	-	
1937	-	270,000	31,000	1,330	125,000	-	-	
1938	-	239,000	32,000	1,726	132,000	-	-	
1939	-	221,000	30,000	2,197	155,000	-	-	
1940	14,750	187,200	16,300	2,581	189,000	1,400	294,600	
1941	14,300	175,300	15,600	1,474	225,000	1,000	372,000	
1942	14,030	165,400	15,200	774	182,000	840	360,800	
1943	6,700	91,200	8,800	261	126,000	720	260,000	
1944	1,420	42,800	3,500	76	67,000	990	117,600	
1945	0	41,900	2,000	60	38,000	410	61,800	
指数（1940年=100）								
1936	-	158	141	52	58	-	-	
1937	-	144	190	52	66	-	-	
1938	-	128	196	67	70	-	-	
1939	-	118	184	85	82	-	-	
1940	100	100	100	100	100	100	100	
1941	97	94	96	57	119	71	126	
1942	95	88	93	30	96	60	122	
1943	45	49	54	10	67	51	88	
1944	10	23	21	3	35	71	40	
1945	0	22	12	2	20	29	21	

〔出所〕農政局資料課『最近に於ける農機具需給関係資料』1946年（農業政策研究所・和田文庫所蔵2580）；農林省農業改良局『農業機械に関する統計資料』1956年。

- 注）1. 一部推定数値。
2. 1945年度迄は中央・地方の生産高を含む。
3. 石油発動機は農業用に配給された台数。

22万5000台に倍増した。このように戦時期に入って、戦間期に普及した調整機械の脱穀・糶機生産が縮小する一方で、新たな機種として耕耘機、噴霧機生産が伸長した。

ここで注目すべきは、減少傾向にあったものの、1942年まで全ての機種がほぼ戦前の生産量を確保していた点である。表2下段の指数（1940年=100）をみれば、1942年時点の各機械の指数は脱穀機の88、糶機の93、耕耘機の30、噴霧機の96、犁の122、石油発動機の95と耕耘機を除いて、概ね生産体制が維持されていたことがわかる。しかし1943年の生産指数はそれぞれ49、54、10、67、88、45に急減し、1944・45年には20前後に急落した。こうした生産動向は普及状況とも整合的であり、生産量の激減が1942年を画期とした普及＝ストックの横這い・低落を規定していたと考

えられる。以上の検討から、戦時期における農業機械の生産状況は1943年以降に大きく変化したことが窺えよう。

最後に表3から戦時期の農業機械輸移について検討しよう⁷。表3は1936年～1945年の朝鮮・台湾・「満州」⁸・その他に対する輸移出台数を示している。1930年代に入って農業機械輸出に対するメーカー、商社の関心が高まり、1936年に大日本農機具輸出組合が結成された。戦時期の輸出動向では、朝鮮向けの人力脱穀機移出と満州向けの噴霧機輸出が数量ベースで圧倒的であった。朝鮮向け人力脱穀機の移出台数

⁷ 戦間期の農業機械工業と海外市場の関係については、岡部桂史「戦前期日本農業機械工業と海外市場」『立教経済学研究』第59巻第4号（2006年3月）参照。

⁸ 「満州」ないし「満州国」は本来括弧をつけて表記すべきであるが、煩雑であるので以下では単に満州ないし満州国と表記する。

表3 農業機械輸出台数の推移（1936～1945年）

(単位：台)

年		1936	1937	1938	1939	1940	1941	1942	1943	1944	1945
朝鮮	動力耕耘機	-	-	-	-	22	2	8	4	25	-
	人力脱穀機	31,263	27,826	26,588	24,693	18,288	20,630	12,529	6,184	257	2,475
	動力脱穀機	1,857	2,215	2,087	1,939	1,656	1,719	1,045	853	720	20
	籾摺機	896	656	644	715	893	676	74	67	36	-
	精米機	350	530	620	1,210	1,570	1,895	1,920	570	50	-
	農用噴霧機	4,955	4,743	5,743	8,494	10,034	9,882	10,649	1,839	901	-
台湾	動力耕耘機	-	-	-	5	-	12	12	6	22	-
	人力脱穀機	8,830	5,240	4,305	3,164	3,270	2,248	1,690	1,653	1,000	1,400
	動力脱穀機	3	15	36	147	55	266	-	20	60	-
	籾摺機	-	10	25	20	20	82	43	28	-	-
	精米機	62	58	21	54	39	96	45	5	5	-
	農用噴霧機	1,381	1,306	2,249	2,096	2,090	2,080	2,400	204	-	-
満州	動力耕耘機	-	-	-	5	-	4	50	28	61	-
	人力脱穀機	5,870	2,705	4,904	5,534	4,088	3,970	4,684	4,180	2,028	110
	動力脱穀機	3,364	2,790	2,110	2,403	1,900	1,736	1,581	1,645	1,278	-
	籾摺機	150	210	172	153	93	181	98	40	50	-
	精米機	250	470	700	1,380	1,000	1,829	1,054	102	30	-
	農用噴霧機	3,081	3,909	6,561	8,697	28,258	69,942	64,139	37,936	3,240	307
その他	動力耕耘機	-	-	-	-	10	12	65	65	73	-
	人力脱穀機	870	524	576	649	420	1,180	120	300	1,500	100
	動力脱穀機	25	30	26	35	35	50	30	49	40	20
	籾摺機	2,926	3,295	3,664	2,865	1,587	1,428	1,371	1,449	1,109	122
	精米機	50	50	60	62	90	198	173	202	-	10
	農用噴霧機	1,581	2,830	4,436	4,927	5,200	6,860	3,740	6,237	700	-
合計	動力耕耘機	-	-	-	10	32	30	135	103	181	-
	人力脱穀機	46,833	36,295	36,373	34,040	26,066	28,028	19,023	12,317	4,785	4,085
	動力脱穀機	5,249	5,050	4,259	4,524	3,646	3,771	2,656	2,567	2,098	40
	籾摺機	3,972	4,171	4,505	3,753	2,593	2,367	1,586	1,584	1,195	122
	精米機	712	1,108	1,401	2,706	2,699	4,018	3,192	879	85	10
	農用噴霧機	10,998	12,788	18,989	24,214	45,582	88,764	80,928	46,216	4,841	307

[出所] 農林省農業改良局研究部『最近における農機具工業の動向（総括編）』農林省，1950年。

注) 1. 農機具輸出席の調査。

2. 「その他」地区は、主として中国、東南アジア諸国、南洋諸島等。

は1936年から減少傾向にあったものの、1941年まで2万台を割り込まず、日本の脱穀機輸出の65%から70%前後を維持した。しかし、国内の生産低迷を背景に輸出台数は1942年以降急速に減少し、1944年の輸出台数は257台までに低落した。人力脱穀機輸出の低落は国内生産の低迷に加えて、1942年以降の国内における厳しい燃料確保の状況から、石油発動機を主要な動力源とする動力脱穀機から人力脱穀機に需要がシフトした点も影響した。

一方、満州向けの噴霧機輸出は1941年の6万9942台がピークであったが、1943年の3万7936台まで高水準を維持し、1944年の3240台、1945年の307台に急減して終戦を迎えた。満州向け農用噴霧機の輸出は1937年以降に些

少の増減こそあったものの、全体的に低下傾向を示した輸移出にあって唯一1942年まで増加傾向にあり、噴霧機生産は戦時期に本格的な活況を迎えた。表2の生産台数と輸出台数を比較すれば、全生産台数に占める満州向け輸出の割合は、1936年の2.8%から1942年の35.2%に急増し、1941年～1943年の3年間は30%台で推移した。戦時統制下の厳しい資材制約の中で輸出用噴霧機が確保されたのは、重要物資の棉花栽培に必要な資材として優遇されていたためであろう。

2. 戦時経済統制をめぐる組織・制度

具体的な戦時経済統制の検討に入る前に、経

済統制に影響を与えた組織・制度に関して、①業界団体、②戦間期の農業機械工業における流通・販売業者の重要性、③製造業者・流通・販売業者の東西対立、④農業用発動機統制の主管問題の4点から整理しておきたい。

第1は戦時期に各種統制団体の担い手となった農業機械関係の業界団体である。農業機械関係の業界団体では、1920年代中期に東京、大阪、愛知、兵庫で相次いで同業組合が結成され、これらの同業組合は全国各地で開催された「全国農具共進会」を契機に成立した⁹。例えば、東京農具同業組合は、1925年11月に開催された「全国農具共進会（主催：東京府農会）」の「助成会」を母体に製造業者と流通・販売業者29社で結成された¹⁰。同業組合の主な活動は、共進会等への共同出品・事前調整と価格調整である。共同出品・事前調整は、全国各地で開催された共進会・博覧会、各府県農事試験場主催の実演展覧会の出品に際して行われた活動であり、主催者との折衝（展示スペース、輸送費等）および組合員間の調整を行った。価格調整は、昭和恐慌期以降に行われた活動であり、組合員間の共同価格値下げの調整・実施にあたった¹¹。特に前者の活動内容から窺えるように、農業機械関連の同業組合は、製造業者よりも流通・販売業者主導で成立・運営が行われた点に特徴があり、後の全国的同業者組織設立時や戦時期の工業組合への改組問題時の桎梏となっていくのである。1935年に全国的同業者組織の「大日本農機具協会」が設立された。当時問題となっていた粗製濫造品に対する対応として、同協会は検査証票の発行に力を注ぎ、他の活動では情報交換および農林省との各種の折

衝を行った。戦時期に入って、この大日本農機具協会が各種農業機械関係の統制団体の母体になった。

第2は戦間期の農業機械工業における流通・販売業者の重要性である¹²。農業機械は需要が農村に存在し、工場も地方に所在しているものが少なくない。こうした地方所在の工場は地元の需要に応える農機具・農業機械を生産していたが、地元の需要のみでは経営規模の拡大は困難である。他方、東京・大阪等の大都市工業圏の工場にとって、農家との直接取引は、メンテナンスなどのアフターサービスの面で難しい場合が多かった。従って製造業者と農家を結ぶ流通・販売業者の役割が重要であり、農事試験場や共進会をはじめとする経済組織・制度と流通・販売業者が製造業者・農家を補完・援助しつつ、戦間期の農業機械工業は展開したといえよう。

第3は製造業者、流通・販売業者の東西（東京＝大阪）対立である。1935年の大日本農機具協会、1936年の日本農機具輸出組合の設立に関して、農林省を巻き込んで、主導権確保を目指して東京・大阪の各同業組合を中心に東西の各業者は対立を深めた。東京側は地理的条件から、戦間期以降に農業機械行政を本格化する農林省、農事試験場と密接な関係を培い、一方、大阪側は戦前の商業・工業都市「大阪」に地位を背景に、久保田鉄工所、山岡内燃機工業、大阪製作所（瑞光社）、寺阪兄弟商会、流通業者の杉山商店、中央貿易合資会社といった有力業者を中心に結束していた。戦時期に入って、東京・大阪の両グループは農林省・商工省の思惑も絡み、1939年前後の工業組合連合会の設立を巡って、鋭く対立することになる。

第4は農業用発動機統制の主管問題である。戦間期の5馬力以下の農業用発動機は農林省が

⁹ 岡部桂史「戦間期農業機械工業の発展と共進会・試験場」『社会経済史学』第69巻第1号（2003年5月）参照。

¹⁰ 東京農具機械業組合『拾周年記念沿革史』1937年、48頁。

¹¹ 例えば、大阪農機業組合では第3回総会で2割値上げを決議している（『農業と機械』1933年2月、62頁）。

¹² 戦間期の農業機械工業については、岡部桂史「戦間期日本農業機械工業の展開」『経営史学』第38巻第1号（2003年6月）参照。

普及活動等を通じて主管していたが、統制が進展する1939年に農林省と商工省の協議によって、商工省主管の内燃機関工業組合連合会で取り扱うことになった。農業機械は発動機と作業機械によって構成されるが、以下、本論文では、作業機械に限定して議論を進めていきたい。

3. 戦時農業機械統制の展開過程

(1) 第I期（1937年7月～1938年12月）

－工業組合の設立－

第I期では1938年7月実施の「鉄鋼配給統制規則」（以下、鉄鋼規則）に対する業界側の対応を軸に、工業組合設立（改組）問題から1939年1月の「農機具用鉄鋼配給統制要綱」制定までを検討する。農業機械業界では、1938年7月から実施予定の「鉄鋼配給統制規則」に対する対応が1938年3月頃より本格化する。戦時体制の進展と鉄鋼規則制定の動きに併せて、各機械工業部門での工業組合の設立が進み、農業機械業界においても鉄鋼資材配給の受け皿として、工業組合設立の機運が高まった。鉄鋼規則に対する業界の「鉄鋼受給権」運動の当初の担い手は、大日本農機具協会（以下、農機協¹³）であり、農機協は商工省との水面下の交渉によって、府県別業種別の工業組合を設立し、その全国組織として、業種別工業組合連合会の設立が目指された¹⁴。そこで課題として登場したのが、全国的同業者団体である大日本農機具協会の改組問題であった。

戦時期における鉄鋼配給統制に対応する農機協の改組問題は、既に1937年10月に各府県の同業組合と農機協支部の合併が計画されており、1938年に入って工業組合の設立問題が重

なり複雑化した¹⁵。1937年10月の合併計画には各府県に農機協支部と農機業組合という構成員がほぼ同じの2つの業界団体が並立する弊害を除去することに加え、粗製濫造品の排除を主眼とした証票発行に関する「地方自治」問題が大きく絡んでいた。この「地方自治」は当時の雑誌、新聞紙上を賑わした言葉であったが、簡潔にまとめれば、「地方性」を有する農業機械の証票はそれぞれの地方が決定すべきであり、農機協本部の権限である証票発行権を地方に移譲せよという主張であった。「地方自治」の主張は各府県で大きな支持を集めていたが、さらに農機協の主導権を巡る東京グループと大阪グループの東西対立も加わって、合併問題は棚晒しとなり、この「地方自治」問題の最中に、工業組合設立問題が登場したのである。1937年から1938年にかけて、農業機械業界では、以上の経緯から「地方自治」の流れがある一方、大きく「中央集権」に向かう経済統制の進展が混在し、農業機械を巡る経済統制の底流には、理念上の対立＝矛盾が大きく存在していたのである。

1938年3月に入って、具体的な工業組合設立の動きが出てくるが、農機協主流派の東京グループは、各府県の農機協支部を母体として工業組合を設立し、その後、東京の農機協本部を組織替えた工業組合連合会に独立した各地方工業組合を団体加盟させて、中央集権の維持を図ろうとした。一方、大阪グループは農機協本部の影響力を排除すべく、同業組織の農機業組合を母体に農機協支部を取り込んで各府県の工業組合の設立を目指した。両グループ以外では、業者数の少ない地方では府県単位の工業組合設立が困難との意見もあったが、農機協本部では、各地農機協支部を中心に少数地方業者が府県単位の単一工業組合を設立し、それらを糾合して中央に工業組合連合会を組織し、鉄鋼配

¹³ 大日本農機具協会は、一般に戦前期に「農協」と略されていたが、本論文では、戦後の農業協同組合の略称と区別するために、「農機協」と略す。

¹⁴ 『日刊工業新聞』1938年3月1日。

¹⁵ 『日刊工業新聞』1938年4月12日。

給統制機関に参加する方針を打ち出した¹⁶。両グループともに、農機協支部と農機業組合を合併して工業組合を設立する点では同じであったが、設立後の主導権を巡って紛糾したのである。ここで確認しておきたいのは、中央集権を志向していた東京グループでさえ、農業機械業界における「地方自治」の流れは抑えがたかった点である。従って、問題はどこまで地方に対して権限を委譲するか、あるいはどの程度まで中央の方針・意見を地方に反映させるかにあったのである。

こうした議論の中で、大阪グループの大阪、愛知、兵庫、新潟では、既成事実を積み重ねるべく、農機業組合を母体に工業組合の結成が進んでいった。大阪では1938年3月より準備を進め、4月11日に大阪農機業組合を母体に大阪農機具工業組合が結成された¹⁷。理事は久保権四郎（久保田鉄工所）、村上廣三（山岡発動機工作所）、柴田貞三（発動機製造）、南本松蔵（東洋企業）、浅香久三（浅香本店）、監事は香川常吉（中央貿易）、熊谷実（双益商店）であり、大阪の有力製造業者、製販業者が集結した。愛知県では65業者前後の農業機械製造業者、部分品製造業者、小農具生産者、修繕業者によって、1938年3月初頭に愛知県全体を範囲とする工業組合設立のための協議会が開催された¹⁸。他では、1938年4月11日に埼玉県農機具工業組合が業者70名の加盟で結成された¹⁹。一方、農機協の組織としての方針が定まらない中で、東京でも各地方の工業組合設立の流れを無視できず、東京農機業組合を中心に泰明商会の寺田定治を中心に準備会が設立され²⁰、1938年4月4日に東京農機具工業組合の設立総会が開かれた²¹。

農機協の改組問題を契機に、東京グループ主導の農機協を解散に追い込みたい大阪グループは、1938年4月初頭に開催された農機協の評議員会に中央集権から地方分権による自治制を主眼とする機構改革案を提出したが、最終決定に至らず、継続審議となった²²。折衝の末に同年4月末に両グループの折衷案が採択された。折衷案では、農業機械関連の鉄鋼配給を商工省と協議していた農機協本部の継続性を考慮して、工業組合の設立は基本的に農機協支部を母体にすることが決定され、一方で任意とされた地方支部の独立を農機協本部が認め、「各府県の行政機関の指導下で、自治制を確立する発展的独立を目指す」が正式方針として採択された²³。折衷案採択の背景には、第1に農業機械に関する中央での統制方針が定まらず、実際の鉄鋼配給が不透明であった点、第2に農機協本部が既成事実として各府県で設立が進む工業組合を迫認せざるを得なかった点、第3に業界全体が理念としての「地方自治」に反対出来なかった点の3点が挙げられよう。以上の結果を踏まえて、1938年5月までに兵庫、愛知、大阪、東京、新潟、福岡、静岡（6月に設立総会）の有力生産地において地方工業組合が設立された。

こうして各府県の工業組合の設立が進むが、府県工業組合を束ねる全国組織の設立は、農林省、商工省の両官庁、業者側の地域対立なども重なり、遅々として進展しないまま、1938年7月の鉄鋼配給統制規則が実施された。ところが農業機械工業部門に割り当てられた第1回の鉄鋼量は従来の需要量から算定された要求量の8%から10%程度にとどまった²⁴。そこで大阪グループは工業組合の全国組織の早期設立に動き、1938年8月に大阪、愛知、兵庫、静岡

¹⁶ 『日刊工業新聞』1938年3月1日、同年3月11日。

¹⁷ 『日刊工業新聞』1938年4月17日。

¹⁸ 『日刊工業新聞』1938年3月5日。

¹⁹ 『日刊工業新聞』1938年4月11日。

²⁰ 『日刊工業新聞』1938年3月10日。

²¹ 『日刊工業新聞』1938年4月17日。

²² 『日刊工業新聞』1938年4月10日。

²³ 『日刊工業新聞』1938年4月26日。

²⁴ 新農林調査部編『農機具年鑑』昭和18年版、新農林社、1943年、94頁。

を中心に「日本農機具工業組合联合会」（以下、日農工聯と略）が設立された²⁵。役員は理事長・梅崎哲一（大阪）、理事・長澤十兵衛（静岡）、谷口秋三郎（愛知）、河邊武夫（兵庫）の3人、監事・香川常吉（大阪）、金田喜一（兵庫）2人の合計6人である。

大阪グループ主導の日農工聯設立には非公式の商工省の支持・後援があったようであるが、農業機械統制の主導権を回復したい東京グループと農林省の巻き返しによって、主要生産地の東京府農機具工業組合が参加しない日農工聯の正当性が問題となり、商工省も日農工聯を上部団体の日本鉄鋼製品製造工業組合連合会への加盟を見送らざるを得なくなった。大阪グループには、工業組合から弾き出された小規模流通・販売業者の農機協廃止に対する反対が強かった点も逆風となって作用した。後述の資格問題によって中小の流通・販売業者は工業組合に加盟できず、ドラスティックな農機協の廃止によって、農業機械統制に関する意見表明の場を失うことを危惧したのである。この全国組織設立に関する混乱はその後も続き、1938年11月には東京系の「全国農機具工業組合联合会」（全農工聯）が結成された²⁶。

こうした業界内の混乱を背景としながら、1938年8月より農林省と商工省の農業機械の鉄鋼配給の調整も開始されており、同年10月に両省の方針も折衝がまとまり、1939年度からの農業機械用鉄鋼配給の基本方針が合意された。内容は大きく、①農林省が需要量を調査・決定する、②商工省が農林省決定の需要量とメーカーの申請数量を照合し、鉄鋼配給量を決定する、③完成した農業機械は農林省が一元配給する、以上3点である。鉄鋼配給の方式が定まったことで、業界側の全国組織統一への調整も本格化し、1938年12月には基本的に大阪系の日農工聯と東京系的全農工聯が合併すること

に決したが、依然として本部や理事長を巡る対立、さらに協議中に商工省が同年12月2日付で大阪系の日農工聯を認可するといった不透明な情勢が続いた。最終的にこの問題は1939年6月に両者が統合して、ようやく終結した。

最後に工業組合設立時の「資格問題」に言及しておきたい。従来の業界団体である大日本農機具協会、あるいは各地で結成された農業組合は製造業者だけでなく、流通・販売業者も加盟して構成されていた。しかし工業組合は原則として製造業者のみの団体であり、流通・販売業者は除外される。そこで、大阪の杉山商店、中央貿易、東京の泰明商会などの大手の流通・販売業者は早々に中小メーカーを買収して製販業者となり、工業組合に加盟した。しかし、中小零細の流通・販売業者は工業組合から排除されることになり、次の第Ⅱ期における農業機械の配給問題が生じた際に、大きな火種となった。

様々な経緯を経ながら、1938年12月に「農機具用鉄鋼配給統制要綱」が決定し、翌1939年1月より実施される。鉄鋼配給を基礎とする生産部門の統制に一応の目途がつき、農業機械統制は新たな段階を迎えるのである。

(2) 第Ⅱ期（1939年1月から1940年4月）

－農機具用鉄鋼配給統制要綱の実施－

農林省と商工省の策定した「農機具用鉄鋼配給統制要綱」（以下、要綱）の具体的内容は次の6点である²⁷。

- ①農家は3ヶ月乃至6ヶ月の需要量を町村府県を通じて農林省に申請。
- ②農林省は①の申告に基づき、商工省と協議し、鉄鋼の必要量を査定・決定。
- ③農林省は上記鉄鋼量を府県に割当、府県は町村、町村は農家へ最終的に割当。
- ④農家は上記割当の範囲内で農機具注文書

²⁵ 『日刊工業新聞』1938年8月14日。

²⁶ 『日刊工業新聞』1938年11月12日。

²⁷ 農林省臨時農村対策部「農林水産業用資材ノ配給概要」1939年、1～2頁。

を町村府県を通じて農林省に提出。

⑤商工省は②の注文書に基づき農機具の製造を行う。

⑥農機具製造業者は④の注文書に基づき、農機具の製造を行う。

商工省主管の鉄鋼の配給方法を定めた要綱では、農林省側が要綱制定を急ぐ余り、鉄鋼配給の基礎となる需要量調査の方法、加えて完成した農業機械の配給方法が曖昧にされたままであった。従って要綱に基づく統制は実施段階で破綻を迎えた。破綻の要因は、第1に需要量調査の失敗、第2に鉄鋼を割り当てる農業機械の選定（銘柄決定権）を府県に与えたため、情実割当が横行したこと、第3に割当鉄鋼量と発注農機具の鉄鋼量が合致しない、以上3点に求められる。

最大の破綻要因が需要量調査の失敗であり、農林省は要綱によって需要量調査を担当したが、最終的に産業組合などの農林省外郭の農業団体を利用することになった²⁸。そこで問題となったのが、農林省の後援を受けた産業組合＝全購連と民間の流通・販売業者の確執であった。1934年より産業組合の購買組織である全購連は農機具の取扱を開始し、民間業者との競争を深め、民間の流通・販売業者も商業組合を設立して、全購連に対抗し始めていた。

1938年12月より、農林省は要綱に基づき、全国需要量調査を開始するが、農会・産業組合の需要量調査は実際には全購連と流通・販売業者が農家から集めた農機具注文書を需要量調査の代替資料とした。注文書提出の際に購入農機具は、全購連ルートか商業組合ルートかを記入することになっており、両者にとって農機具注文書の確保が、要綱体制下の販売活動の成否を分けることになった。農家からの注文書確保に奔走する両者の農家に対する激しい営業攻勢の下で、実際の需要を超えた農機具需要量が形成

され、需要量調査は形骸化していった²⁹。

農林省の産業組合優遇の姿勢と産業組合の農家に対する浸透を活かして、全購連が農業機械販売（配給）の主導権を握ろうとする中で³⁰、民間の流通・販売業者や商業組合は危機感を強め、1939年2月以降に、全購連への対抗策が本格化した。同月に大日本農機具協会主催で全国の農機具販売業者が東京で懇談会を開き³¹、当初冷淡であった商工省も農林省に対抗すべく商業組合設立に積極的となり、全国20府県において商業組合設立が進み、同時に全国組織である商業組合連合会の結成が図られた³²。この急激な拡がりを見せる商業組合設立の動きの背景には、全購連への対抗意識に加えて、戦時統制が進展する中で、工業組合に加盟できなかった中小零細の流通・販売業者が組織化を図ることにより、次々と打ち出される諸施策に対して、自立性を維持したいという意図もあったと考えられる。商業組合は1939年前半に各府県で設立が進み、1939年10月5日に農機具商業組合連合会の創立総会が開かれ、同年12月に三浦実生が理事長に選出された。

さて、農業機械の配給問題が鉄鋼配給と絡みつつ混乱を極める中で、一方の生産側の工業組合の設立も進展し、岡山（1939年1月設立）、愛媛（同年1月）、富山（同年6月）、広島（同年8月）、石川（同年11月）など、有力生産地の殆どで府県単位の工業組合の整備が完了した。しかし他方、工場数の少ない府県では府県単位の工業組合の設立が困難であり、加えて1936年頃から進展していた「地方工業化」・「地方下請工業」を目的に設立された下請工業組合が農業機械の府県別単一工業組合設立の足枷となる場合もあった。表4は1937年～1938年時点における農業機械・農具生産工場が加入して

²⁸ 『日刊工業新聞』1938年11月11日。

²⁹ 『日刊工業新聞』1938年12月21日。

³⁰ 『日刊工業新聞』1939年1月19日。

³¹ 『日刊工業新聞』1939年2月8日。

³² 『日刊工業新聞』1939年2月18日。

表 4 下請工業組合の現況 (1937～1938年)

(単位：円)

府県	工業組合名	地区	認可年月	組合員数	出資額	年産額 (1937年度)
北海道	札幌鑄造工業組合	札幌市	1936.10	28	82,600	1,260,000
	旭川鉄工機械器具工業組合	旭川市	1936.12	10	20,000	315,200
	旭川鑄造工業組合	旭川市	1936.12	8	10,000	220,000
	帯広鉄工機械器具工業組合	帯広市	1937.6	17	12,500	184,000
	空知鉄工機械器具工業組合	滝川町・他4町村	1937.7	49	8,000	98,000
	胆振農機具工業組合	有珠郡	1937.1	30	11,150	150,000
秋田	雄平仙鉄工業組合	雄勝郡・平鹿郡・仙北郡	1937.7	17	3,400	238,860
山形	保証責任酒田鉄工機械工業組合	酒田市飽海郡	1937.2	58	5,050	163,030
	保証責任鶴岡鉄工機械工業組合	鶴岡市	1937.7	51	11,000	296,576
岩手	保証責任花巻鉄工機械工業組合	花巻町・他3村	1937.4	26	4,000	112,106
	保証責任水澤鉄工機械器具工業組合	水澤町・他5町村	1937.5	17	4,000	58,565
	保証責任気仙郡南鉄工業組合	気仙郡高田町・他9町村	1937.7	21	4,000	72,868
	保証責任日詰鉄工機械器具工業組合	紫波郡日詰町・他12町村	1937.7	21	4,000	21,490
	黒澤尻鉄工機械器具工業組合	和賀郡黒澤尻町・他4村	1938.3	21	6,000	73,850
福島	二本松鉄工機械工業組合	二本松町・他4村	1937.12	23	2,000	50,000
栃木	栃木県鉄工機械工業組合	栃木県	1937.1	56	17,750	1,381,069
茨城	茨城県北部鉄工機械器具工業組合	水戸市・他3郡	1937.3	57	10,000	349,960
	茨城県南部鉄工機械器具工業組合	北相馬郡・行方郡・稲敷郡	1937.3	23	5,000	298,100
山梨	北巨摩郡鉄製機械器具工業組合	北巨摩郡	1937.10	30	2,900	38,600
	中南巨摩鉄製機械器具工業組合	小笠原町・他隣接15村	1938.4	32	3,400	188,000
長野	長野機械鉄工業組合	長野市	1937.12	39	4,080	184,000
	須坂鉄工機械工業組合	上高井郡須坂町	1937.10	25	4,000	100,000
富山	富山鉄工機械工業組合	富山市・他3町村	1938.2	43	10,000	1,400,000
	礪波鉄鋼製品工業組合	東礪波郡・西礪波郡の一部	-	150	4,000	300,000
	西礪波鉄鋼製品工業組合	西礪波郡の一部	-	54	2,280	125,000
	高岡鉄鋼工業組合	高岡市	-	44	1,500	1,120,000
福井	保証責任福井鉄工機械工業組合	福井市・足羽郡・東安居村	1937.4	63	39,350	525,012
	小濱鉄工機械工業組合	遠敷郡小濱町	1938.2	9	3,000	49,458
奈良	奈良県鉄工機械器具工業組合	奈良県	1937.3	80	13,450	711,750
鳥取	保証責任鳥取鉄工機械器具工業組合	鳥取市	1936.9	24	10,000	234,873
	保証責任米子月光機械器具工業組合	米子市	1936.9	29	10,100	1,907,366
島根	木次鉄工品工業組合	大原郡木次町	1936.1	9	3,200	6,690
香川	高松鉄工機械工業組合	高松市	1936.7	42	35,000	1,555,078
	坂出鉄工業組合	綾歌郡坂出町	1936.7	19	7,600	252,876
	西讃鉄工機械工業組合	丸籬市・他4群町	1936.7	20	6,600	189,842
	三豊鉄工機械器具工業組合	三豊郡観音寺町・他8町村	1937.8	20	4,000	264,670

[出所] 北海道庁『下請工業実施状況報告書』1938年；秋田県『昭和十二年度下請工業実施状況報告書』1938年；山形県『下請工業実施状況報告書』出版年不明；岩手県経済部商工課『岩手県下請工業実施状況報告書』1938年；福島県『下請工業実施状況報告書』出版年不明；栃木県『下請工業実施状況報告事項』1938年；茨城県『下請工業実施状況報告書』出版年不明；山梨県『下請工業実施状況報告書』出版年不明；長野県『下請工業実施状況報告事項』出版年不明；富山県『下請工業実施状況報告』1938年；福井県『下請工業実施状況報告書』1938年；奈良県『奈良県下請工業実施状況』出版年不明；鳥取県『下請工業実施状況報告書』出版年不明；香川県『下請工業実施状況報告書』1938年。

注) 原資料中の「主要生産品目」に農業機械・農機具関係が記載された工業組合のみ表出。

いる下請工業組合を示している。下請工業組合は地区範囲を小さく区切って結成されている点に特徴があり、各地方の有力工場である農機具工場が脱退すれば、工業組合の体を成さない下請工業組合も多く、そうした府県では農機具工業組合の設立が大きく遅れることになった。

商工省と農林省間の農業機械の主管問題においても、発動機に関して第Ⅱ期に変更が加えられた。従来、5馬力以下の農業用発動機は農機具工業組合が取り扱うことになっていたが、1938年11月に日本内燃機関工業組合連合会が設立され、農林省・商工省間で移管問題が協議

された³³。最終的に1939年4月から6月分より、小型発動機は全て商工省主管の日本内燃機関工業組合連合会で取り扱うことに決した。

この第Ⅱ期では農機具用鉄鋼配給統制要綱が実施されたものの、実行面での不備から様々な問題が生じたことをみてきた。農林省・商工省も対応策を講じ、1939年4月には両省共管の農機具販売機関設立委員会を開催し、翌1940年5月に「農機具配給株式会社」が設立された。生産面に続いて配給面の統制が整備され、農業機械の経済統制は第Ⅲの局面に入っていくのである。

(3) 第Ⅲ期 (1940年5月から1943年10月)

－農機具配給株式会社の設立－

ここで農機具用鉄鋼配給統制要綱実施後の鉄鋼配給について確認しておきたい。表5は1940年度～1945年度の農機具鉄鋼配給量を示している。普通鉄鋼材の計画額は一般向けが1940年度の3万6500トンから1944年度の1万9800トンに大きく減少し、野鍛冶向けが1940年度の5000トンから1944年度の4000トンに微減している。なお、野鍛冶向け鋼材は補修・修理用の配給である。計画額はあくまで農林省の要求鉄鋼量であり、実際の配給実施額をみれば、1940年度の3万1498トンから1945年度の8931トンに激減していることがわかる。とりわけ1943年度以降の農機具向け配給量は厳しい状況におかれ、表2で確認した生産量の激減が鉄鋼配給に規定されていたことが窺えよう。普通鉄鋼材の達成率(計画量に対する配給量の割合)は、1940年度の75.9%から1943年度の30.6%に低落し、戦局の厳しくなる1943年度以降の配給量は計画量の30%程度で推移した。1940年を100とした指数をみれば、計画額は1943年度の51を底に年々減少し、実施額は1943年度の20まで下落している。

³³ 『日刊工業新聞』1939年1月19日。

経済統制下の農業機械販売を巡る産業組合系の全購連と民間業者系の農機具商業組合の対立を解消すべく、農林省＝商工省の協議によって1940年5月に設立されたのが、「農機具配給株式会社」(以下、配給会社)であった。役員構成は社長・三浦実生(農機具商業組合連合会理事長)、専務・中塚種夫、常務・相澤貴雄(大日本農機具協会専務理事・前農林省農務局農産課属)、綱干尚明であった³⁴。

配給会社設立に関する農林省と商工省の合意内容は、①農業機械用鉄鋼資材は物動計画に基づき数量を決定し、日本鉄鋼聯を通じて配給する、②農業機械の生産計画は農林省で決定し、生産割当は配給会社を通じて行う、以上2点にまとめられる。この配給会社の実効性を持たせるべく、農林省、商工省、全購連、農機具商業組合の協議が、1940年5月の設立を前後して活発化し、同年11月に「農機具配給統制規則」が農林省によって発令され、同年12月1日より実施された³⁵。同規則の実施にあたっては、同年9月に農機具商業組合連合会と全購連によって締結された「農機具一元配給ニ関スル協定覚書」と「農機具配給手数料ニ関スル覚書」が重要であった。農機具商業組合と全購連の対立緩和を目指したこの協定覚書の要点をまとめれば、①懸案の農業機械の需要量調査は産業組合(＝全購連)が実施し、配給も全購連が実施する、②産業組合からの通知に基づき、商業組合は農業機械の農家に対する引き渡し→設置→試運転を行う、③販売手数料の分割率は商業組合70%、産業組合30%とする、以上3点である³⁶。

協定覚書は表面上、産業組合が求める農業機械の一元配給を認め、一方で事実上販売に関しては、民間業者の優越性を認め、戦間期以来の販売実績を積み重ねている商業組合の役割を重

³⁴ 前掲『農機具年鑑』昭和18年版、163～166、395頁。

³⁵ 同上、367頁。

³⁶ 同上、376頁。

表5 農機具鉄鋼配給（1940～44年度）

（単位：トン・％）

年度	普通鋼鋼材				普通銑鉄		普通鋼鋼材	普通銑鉄	普通鋼鋼材	
	一般	野鍛冶	計画額 合計 (C)=(A)+(B)	実施額 (D)	一般				達成率 (D)/(C)	達成率 (F)/(E)
	計画額 (A)	計画額 (B)			計画額 (E)	実施額 (F)	計画額	実施額		
1940	36,500	5,000	41,500	31,498	14,456	10,586	75.9%	73.2%	100	100
1941	29,900	4,800	34,700	23,875	13,660	13,489	68.8%	98.7%	84	76
1942	27,000	5,000	32,000	13,759	-	7,185	43.0%	-	77	44
1943	17,000	4,000	21,000	6,424	8,100	1,917	30.6%	23.7%	51	20
1944	19,800	4,000	23,800	7,560	-	3,500	31.8%	-	57	24
1945	-	-	-	8,931	-	3,367	-	-	-	28

[出所] 1940年度：企画院『昭和十五年度物資動員計画一般民需配当計画並実績対照表』1941年（原朗・山崎志郎編集『開戦期物資動員計画資料』第1巻，現代史料出版，1995年所収）。
 1941年度：企画院第四部第二課『昭和十六年度一般民需・普通鋼鋼材，普通銑，普通鋼鍛鋼，普通鋼鑄鋼，特殊鋼割当実績表』1941年（原朗・山崎志郎編集『開戦期物資動員計画資料』第4巻，現代史料出版，1999年所収）。
 1943年度：企画院『昭和十八年度物資動員計画一般民需・普通鋼鋼材，普通銑，普通鋼鍛鋼，普通鋼鑄鋼，特殊鋼割当表（用途別）（四半期別）』1943年（原朗・山崎志郎編集『後期物資動員計画資料』第3巻，現代史料出版，2001年所収）。
 1942・44年度：軍需省総動員局動員部第一課『昭和十九年度物資動員計画C5普通鋼鋼材配当試案』1944年（原朗・山崎志郎編集『後期物資動員計画資料』第9巻，現代史料出版，2002年所収）。
 1945年度：清水浩『日本に於ける農業機械化の展開』農林水産業生産性向上会議，1957年，56頁。
 鉄鋼配給実施額：『農機具工業新聞』1947年11月18日。
 注）内地関係分。

視するという，対立する両者の意見の折衷案であった。産業組合＝全購連が農業機械の一元配給を求めた背景には，農業用資材の供給を全て産業組合ルートで実施したい農林省の考えが強く反映され，一方，商工省は農業機械普及に果たした民間業者の役割と実績を評価する姿勢を示し，全購連側が「名」を，商業組合側が「実」を取った協定であった。

農業機械統制の円滑な実施を目指して成立した農機具配給会社，および「農機具一元配給ニ関スル協定覚書」であったが，なお次のような問題を抱えていた。第1は農業機械需要の季節性と生産配給計画に齟齬がある点である。第2は配給会社が共同販売会社の性格で設立されたため，配給に関して実際に「モノ」を全く取り扱わず，メーカー側に生産責任を負わしている点であり，第3は配給機構がシステムとして一元化されず，実際には全購連・商業組合が並立している点である。とりわけ，第1点で指摘した生産と配給の齟齬（ズレ）は，需要量に基づ

いて農業機械の配給計画を立案するのではなく，メーカー側が提示する「販売可能数量」によって配給量が規定されていることから生じていた。

表6は1943年1月から11月の主要農機具の需給を示している。鉄鋼配給が厳しくなる中で，需要と配給計画・出荷数量に大きな乖離が生じていた。とりわけ調整機械の需要に対する出荷数量の乖離は大きく，燃料不足の中で石油発動機を原動機とする動力脱穀機・糶摺機の配給計画量は当初から低く抑えられていたにもかかわらず，計画達成率は脱穀機49.3%，糶摺機41.5%にとどまり，戦時期に再び需要の増加した人力脱穀機の達成率に至っては15.7%であった。他方，労働力不足対策から優先的に鉄鋼が配給され，増産が求められた噴霧機の達成率は33.5%であり，同様に耕耘用の農機具の達成率は犁の72.4%，動力耕耘機の151.2%であり，調整機械と対照的な動きをみせている。

表6 主要農機具需給表（1943年1～12月） 12月1日現在

(単位：台・%)

機種名	本需要	補足需要	需要総計(A)	配給計画数量(B)	出荷数量(C)	(B)/(A)	(C)/(A)
動力耕耘機	223	78	301	521	455	173.1%	151.2%
人力脱穀機	133,004	212,098	345,102	70,402	54,208	20.4%	15.7%
動力脱穀機	16,226	19,553	35,779	21,243	17,640	59.4%	49.3%
動力初摺機	5,399	10,258	15,657	2,067	6,500	13.2%	41.5%
噴霧機	117,654	48,379	166,033	64,248	55,570	38.7%	33.5%
ディーゼルエンジン	193	228	421	80	9	19.0%	2.1%
石油発動機	4,316	9,254	13,570	7,048	6,440	51.9%	47.5%
犁	116,612	75,045	191,657	176,557	138,730	92.1%	72.4%

[出所] 新農林出版部編『農機具年鑑』昭和19年版，新農林社，1944年，46～48頁。

- 注) 1. 本需要 = 農林省内示の鉄鋼量の範囲内で需要量を調整した制限需要。
 2. 補足需要 = 本需要を除いて必要とされる需要量。
 3. 1943年12月1日現在のデータ。

第Ⅲ期に農業機械の経済統制は次第に整備されたが、依然として生産と配給が別々に統制され、1942年以降の厳しい資材制約下で農業機械の供給が困難となる中、より統制の効果を上げるべく、生産と配給の一元統制機関の設立の機運が高まった。続く第Ⅳ期において一元統制機関の「農機具統制株式会社」が設立され、最終的な農業機械の戦時経済統制が完成するのである。

(4) 第Ⅳ期（1943年10月から1945年8月）

－「農機具緊急対策二関スル閣議決定」－

表2で確認したように、1943年以降に農業機械の生産は逼迫し、1943年10月に「農機具緊急対策二関スル件」が閣議決定された。内容は、①農機具の製品別需給総合計画の立案、②農機具戦時規格の設定と品質確保、③農機具生産配給機構の一元化、④農機具生産工場の整備強化、⑤資材割当数量の確保および優先配給、労務、電力の確保、⑥主要農機具工場に対して農林省が特別措置を講ずること、以上6点であった。この閣議決定を受けて、1943年11月に既存の農機具配給株式会社、農機具工業組合連合会、農機具商業組合連合会の3者を統合し、「農機具統制株式会社」が設立されること

になった³⁷。

農機具統制株式会社の機能は、①鉄鋼割当証明書の発券、②製造業者に対する製造の指揮、③製品の買取、④製品の配給、⑤農機具用資材（副資材・部分品・付属品）の買取・配給、⑦労務・電力・燃料等の確保の業務など、多方面に及んでいた³⁸。しかし、農林省³⁹の希望した一元統制組織であった統制会社は、発足当初から最終的に農家に農業機械を納入する配給末端組織を有しないという大きな欠点を抱えていた。そこで、従来から産業組合による一元配給を計画していた農林省では、地方農機具商業組合を解散させて、産業組合に合流させようとしたが、各地方の府県商業組合側が猛反発し、結局実現しなかった。

第Ⅳ期は企業整備に関しても、閣議決定の④農機具生産工場の整備強化と⑥主要農機具工場に対するが特別措置に基づいて、1944年1月下旬に「農機具製造工場整備強化要綱」が定められた⁴⁰。具体的には、農業機械メーカーを「第1種指定工場」と「第2種指定工場」に分

³⁷ 新農林出版部編『農機具年鑑』昭和19年版，新農林社，1944年，14～15頁。

³⁸ 同上，17～18頁。

³⁹ 1943年11月に農林省は「農商省」となるが、本文では「農林省」で統一する。

⁴⁰ 前掲『農機具年鑑』昭和19年版，18～20頁。

表7 1944年度農機具生産計画表

機種	生産台数(台)				必要鉄鋼量(トン)				必要鉄量(トン)			
	四半期				四半期				四半期			
	I	II	III	IV	I	II	III	IV	I	II	III	IV
人力脱穀機	33,300	34,115	15,550	11,700	466	478	218	164	400	409	186	140
動力脱穀機	1,436	1,545	2,050	-	80	85	113	-	29	31	41	-
動力糶摺機	1,352	785	1,000	100	99	57	73	7	125	39	100	10
芋切機	17,500	11,600	-	300	51	29	-	1	220	146	-	6
石油機関	53	-	-	-	2	-	-	-	8	-	-	-

[出所] 『昭和19年度農機具生産計画表』新農林社所蔵資料。

表8 鉄道局別農機具輸送貨車計画輸送量(1943~44年)

(単位:トン)

鉄道局	発着	1943年												1944年		合計	
		1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月		
札幌	発着	126	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	21	-	-	-	147
	着	-	-	-	7	14	-	18	35	-	-	42	-	-	-	-	116
仙台	発着	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	150	115	258	241	284	1,048
	着	11	11	11	-	40	-	51	7	18	1,115	-	-	-	-	-	1,264
新潟	発着	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	771	269	364	332	367	2,103
	着	88	33	155	195	443	109	35	18	66	1,115	65	266	202	62	2,852	
東京	発着	-	20	-	-	-	-	18	15	-	455	118	324	145	191	1,286	
	着	148	22	43	56	170	73	21	18	28	1,499	125	221	184	190	2,798	
名古屋	発着	-	-	-	-	-	-	-	-	-	2,060	200	337	280	237	3,114	
	着	88	77	32	55	122	68	36	218	74	1,040	60	894	325	473	3,562	
大阪	発着	-	-	-	-	-	-	-	652	-	1,190	522	350	479	328	3,521	
	着	194	99	103	107	146	125	104	216	121	1,075	948	347	259	520	4,364	
広島	発着	1,043	431	630	677	1,075	630	402	274	614	1,995	379	272	320	120	8,862	
	着	99	62	110	71	99	58	56	156	151	585	792	822	1,239	500	4,800	
門司	発着	-	-	-	-	193	-	-	-	-	480	366	645	454	238	2,376	
	着	541	147	185	186	234	197	90	273	156	630	-	-	42	20	2,701	

[出所] 新農林出版部編『農機具年鑑』昭和19年版、新農林社、1944年、54~55頁。

注) 1943年1~9月の計画輸送は、宇高・青函・関門の航路輸送のみに限定実施。

類し、第1種指定工場に生産を集中させる方策が採られた。第1種については、要項において「農機具(部分品附属品等ヲ含ム)製造(修理ヲ含ム)ノ中堅的専門工場タルコト」とされ、第2種については、「農機具ノ製造ヲ兼業トスル工場」とされた。加えて「第2種指定工場ニ対シテハ資材ニ余裕アル場合ニ於テ農機具ノ発注ヲナスコト」とされたため、資材難の中で事実上、第2種指定工場への資材供給は、事実上不可能であった。

表7は1944年度の農機具生産計画表を示している。生産計画自体が大きく縮小しており、

燃料不足を反映して、石油発動機、動力脱穀機、動力糶摺機は生産計画が低く設定されている。一方アルコール増産用の芋切機が生産計画に加えられていることが目を惹くが、1944年後半から1945年の農機具生産は、軍の食糧自給用農機具に活路を見出すほかなく、終戦間際には軍発注の農機具生産が中心であったといわれる⁴¹。

最後に輸送問題について検討しよう。農業機械は製造業者が全国に散在し、需要者である農

⁴¹ 新農林社編集部『農機具年鑑』昭和23年版、1948年、17頁。

家も同様である。従って、完成品の輸送が重要となり、第Ⅲ期の農機具配給会社の設立とともに計画輸送が開始され、業務は後に農機具統制株式会社に引き継がれた。計画輸送では、農林省物資動員課の指導の下に、農機具配給会社（後に農機具統制株式会社）が全購連、道府県の農機具団体の協力を得つつ、出荷側の製造業者から1ヶ月毎に出荷可能数量の報告を求め、次に割当側の府県農機具団体が引取計画を策定し、物資動員課を通じ鉄道省と折衝した。表8は1943年～1944年の鉄道局別の農機具輸送貨車計画輸送量を示している。農業機械の季節性が強く反映され、発送が秋需要の10月に最大となっている。

おわりに

最後に農業機械工業における戦時統制経済の経験とそれが有した意義について、「戦後」を意識しながら考えてみたい。民需的な性格が強い故に、当初、農業機械に対する資材配給は極めて低く抑えられていたが、食糧増産および労働力不足への対応を軸に、農林省が対応に乗り出し、農業機械工業は戦時期に生産を継続させた。機械工業を主管しつつも、戦間期以前に農業機械工業にほとんど関与してこなかった商工省に対して、農林省は、1920年代以降、共進会・試験場を通して、製造業者や・流通販売業者と密接な関係を構築していた⁴²。戦時経済統制の進展に際して、彼ら業界側の意見を取り入れつつ、商工省と折衝を重ねた農林省の役割は、民需部門の農業機械工業にとって、非常に重要であった。商工省主導の中小零細工場の企業整備に関しても、農林省が関与することによって、廃業あるいは軍需生産への転換に対して一定限度の歯止めをかけ、戦時末期の指定工場制導入に際してもイニシアティブを確保し

た。商工省と連携・調整しつつも、戦時期の農業機械行政は農林省を中心に実行されたといえよう。

一方、農家保護を主眼とした農林省による流通・販売統制は、意図した結果と意図せざる結果をもたらした。戦時統制を利用して、産業組合の振興という「理想の実現」⁴³を図ろうとした農林省は、産業組合による農業資材の一元配給統制を目指した。農林省が強く主張した一元配給統制によって、産業組合（全購連）の農業機械販売における存在感が一層高まり、戦後の農業協同組合の隆盛に繋がる素地が形成された。しかし他方で、農林省の産業組合保護の姿勢は、民間の流通・販売業者の農林省への失望、離反、そして商工省への接近を誘発した。さらに、工業組合による生産統制を通して製造業者も、商工省との関係を深め、戦後において試験・審査機能のみが農林省の試験場に残され、農業機械行政全般が商工省の後身たる通商産業省に移管される一つの遠因になった。

生産面では、戦時期の企業整備の進展により、農業の「地域性」に強く規定され、各地域の農業に細かく対応した農機具・農業機械を製造していた中小零細工場の多くが姿を消した。しかし、注意しておきたいのは、企業整備によって、農業機械の地方生産が消え去ったわけではない点である。企業整備の進展は、需要者たる地元農家との密接な関係のみで存立していた経営基盤の薄弱な地方の中小零細工場を市場から退出させる一方で、地元の需要を基礎にしつつも、戦間期においてより広域の市場、あるいは全国市場を志向した経営基盤の厚い地方中小工場の存立を阻害するものではなかった。さらに、市場の混乱をもたらした、粗製濫造の元凶であった一部の不良生産者の退出は、多くの中小工場だけでなく、農家にとっても正の効果が

⁴² 前掲岡部「戦間期農業機械工業の発展と共進会・試験場」参照。

⁴³ 中村隆英『『準戦時』から『戦時』経済体制への移行』近代日本研究会編『年報・近代日本研究9 戦時経済』山川出版社、1987年、2～3頁。

大きかったといえよう。

とはいえ、戦時統制は短期的に業界の秩序化に繋がる構造的変革をもたらした反面、結果として、戦時期の企業整備によって、地域に根ざした中小零細工場によって支えられた地方生産の活力が減退する方向に向かったことは間違い

ない。むしろ農業機械工業の重層的な構造、換言すれば不良生産者をも含めた多様かつ雑多な構造こそ、長期的にみた地方生産を主とする農業機械工業のダイナミズムの源があったのではなかろうか。

The Intensification of Wartime Economic Controls and the Japanese Agricultural Machine Industry

Keishi Okabe

The purpose of this paper is to clarify the intensification of wartime economic controls and the development process of the Japanese agricultural machine industry. Japanese agricultural machine industry followed a unique path to support the shortage of agricultural labor force and increase food production. Specifically, for agricultural machinery industry, the government has taken the preferential treatment in terms of material supply. This study revealed the following three points. First, the Ministry of Agriculture and Forestry was to protect the agricultural machinery industry. Second, the basis for the development of agricultural cooperatives (Nōkyō) after the war was built. Third, manufacturers restructuring of wartime weakened “the regionality” of the agricultural machine. Finally, based on the above three points, this paper highlights the diversity of industrial structure. Diversified industrial structure shows the flexibility of the agricultural machinery industry, which is formed from small-and medium-sized enterprises.

JEL Classification: N45, N55, N65, N95

Keywords: Economic control, The second world war, Agricultural machine industry, The Ministry of Agriculture and Forestry